

令和4年度調査結果に基づくいじめ問題の現状の捉え方と取組の方向性

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性
<p>1 認知件数</p> <p>埼玉県（国公立） 認知件数 35,325 件 （R3 年度 31,111 件）</p> <p>国（国公立） 認知件数 681,948 件 （R3 年度 615,351 件）</p> <p>・児童生徒 1,000 人当たり 埼玉県（国公立） 48.9 件（R3 年度 42.7 件） 全 国（国公立） 53.3 件（R3 年度 47.7 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県のいじめ認知件数は 35,325 件で全国と同様に前年度と比べ増加した。</li> <li>・認知件数が増加した要因としては、学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、法におけるいじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がったこと、アンケートなどによる生徒に対する見取り精緻化などで、いじめの認知件数が増加したと捉えられる。</li> <li>・引き続き、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の取組も含めた、法に基づく対応の徹底を目指すべきと考えている。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>いじめの定義</u></p> <p>「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員を対象とした研修等を通じて、いじめの定義等の理解促進を図り、適切な認知及び組織的対応が徹底できるよう引き続き取り組んでいく必要がある。</li> </ul>

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性
<p><u>2 いじめ発見のきっかけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アンケート調査など学校 の取組により発見」の割合 埼玉県（国公立） 52.7%（R3年度 52.6%）</li>   <li>・「本人からの訴え」の割合 埼玉県（国公立） 19.4%（R3年度 20.0%）</li> <li>・「被害児童生徒の保護者から の訴え」の割合 埼玉県（国公立） 11.3%（R3年度 11.1%）</li>   <li>・相談機関からの情報 埼玉県（国公立） 35件（R3年度 30件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ発見のきっかけは、すべての校種において「アンケート調査など学校 の取組により発見」する割合が高い。 引き続き、いじめを早期発見するための一つのツールであるアンケート調査の実施頻度等について見直しを継続的に行う必要がある。</li>   <li>・学校の教職員以外からの情報による発見では、「本人からの訴え」 が一番多く、次いで「被害児童生徒の保護者からの訴え」が多い。 これは、児童生徒や保護者へいじめの理解が今まで以上に広がった結果であると捉えられる。</li>   <li>・相談機関等からの情報による発見件数は、増加傾向にある。児童 生徒のコミュニケーションツールの変化を踏まえ、引き続き、実 態に合った相談しやすい環境を充実させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校内において児童生徒や保 護者がいじめを訴えやすい 環境を整える。</li>   <li>・児童生徒や保護者に対して、 いじめ問題に関する正しい 理解を入学の段階から啓発 していく。</li>   <li>・児童生徒にとってハードルが 低いSNSを活用した相談窓口 など、学校外の相談機関の周 知に努める。</li> </ul>

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性
<p><b>3 いじめの態様</b></p> <p>埼玉県（国公立）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる」 20,557件 (R3年度 18,453件)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ネットいじめ」の割合 埼玉県（国公立） 小学校 1.2% (R3 1.3%) 中学校 8.1% (R3 8.0%) 高 校 11.1% (R3 9.6%) 特 支 8.3% (R3 16.7%)</li> </ul> <p>全 国（国公立）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 1.8% (R3 1.9%) 中学校 10.2% (R3 10.0%) 高 校 16.5% (R3 17.3%) 特 支 8.6% (R3 7.8%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての校種において「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる」が最も多い。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「冷やかしからかいなど」が多い背景には、以下の要因が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害となる児童生徒自身がいじめの行為と認識していないものが多い。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの背景には、人間関係や家庭環境、発達上の課題や精神面の不安定さ、学習への取り組み状況など、様々なものがあると捉えられる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ネットいじめ」は校種が上がるにつれて全体件数に占める割合が高くなる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の ICT 活用は当たり前の時代となった。児童生徒が ICT を正しく活用できるよう児童生徒や保護者等に啓発する取組を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の他者を思いやる心や人権感覚を育成する指導を進める。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が抱えているいじめにつながる背景に目を向けた指導及び支援に努める。</li> <li>・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を推進する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの利用方法等について、児童生徒の発達段階に応じ、あらゆる機会適切に指導していく必要がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ネットいじめ」は大人や教師の目の届きにくい場で行われるため、保護者等への啓発も進めていく必要がある。</li> </ul>

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性															
<p><b>4 重大事態</b></p> <p>埼玉県（国公立）52 件 （R3 年度 43 件）</p> <p>全国（国公立） 923 件 （R3 年度 706 件）</p> <p>重大事態の件数（内訳）</p> <table border="1" data-bbox="181 497 607 633"> <thead> <tr> <th></th> <th>小</th> <th>中</th> <th>高</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>7</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 埼玉県（国公立） いじめとして認知していた 71.2% いじめとして認知していなかった 28.8%</p>		小	中	高	合計	R4	20	25	7	52	R3	17	19	7	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事態の発生件数が増加している。</li> <li>・ 重大事態となった事例では、その調査報告書の中で、以下のような課題が報告されており、引き続き学校全体で組織的に対応できる体制を充実させていく必要がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①生徒等の訴えを生徒間のトラブルと捉え、いじめとして早期に対応しなかった。</li> <li>②いじめが発生した初期対応の段階で、教員が問題を一人で抱え込んでしまい、情報を共有するのが遅れてしまうなど、学校による組織的な対応を取らなかった。</li> <li>③人間関係づくりに課題がある生徒や他人を思いやる心や人権意識に課題のある生徒がいる。（例：軽い気持ちでからかう行為、SNS に誹謗中傷する内容を書き込む行為等）</li> </ol> </li> <li>・ 重大事態のうち、71.2%は重大事態と把握する以前にいじめとして認知していたが、28.8%はいじめとして認知していなかった。また、そのうち「いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった」ものが 13.5%であり、「いじめに該当し得るトラブル等の情報があった」ものが 15.4%であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員を対象とした研修などを通じて、全ての教職員がいじめ防止対策推進法に基づく適切な対応を行えるよう、同法をはじめ、ガイドライン等の内容の理解の徹底を図る。</li> <li>・ 相談窓口の周知に努める。</li> <li>・ ソーシャルスキルを高める授業など、児童生徒の他人を思いやる心や人権意識を育む指導を進める。</li> <li>・ 欠席の初期段階から登校支援に取り組むとともに、トラブル等の情報があった時点で組織的対応を徹底し、重大事態に至らないよう早期発見・早期対応に努める。</li> </ul>
	小	中	高	合計													
R4	20	25	7	52													
R3	17	19	7	43													